

「計量法関係手数料令の一部を改正する政令案」に対する御意見及び御意見に対する考え方

別紙

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	増額後の手数料について算定方法を具体的に示すべきである。	計量法第158条で、「検定を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない」旨が規定されています。 近年の人件費の増加及びインフレによる物件費の増加を踏まえて、手数料の額が現状の実費相当額となるよう、今般の改正を行うものです。

※行政手続法第四十三条二項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。